

『宣教卿記』 天正三年六月～一二月記

遠藤珠紀
宮崎肇
金子拓

はじめに

本稿では、『早稲田大学図書館紀要』六六号に続き、一六世紀の公家中御門宣教の「宣教卿記」天正三年六月～一二月記を翻刻・紹介する（請求記号・文書二二 冊〇六三七）。本記の概要については前号をご参照頂きたい。⁽¹⁾

本記は子孫である中御門家の許に伝来しており、昭和二八年（一九五三）早稲田大学の所蔵となった。もとは袋綴冊子であったが、傷みが甚だしく、現在は修復、裏打ちがなされ、一紙ずつの状態で保管されている。保管用の台紙には「五十九枚 一冊 大正九年五月五日製本出来」「昭和40・9・25（整理）」と記されている。その際に断片化していた紙片が原位置と異なる場所に貼り込まれたとみられる箇所がある（六月五日条など）。紹介に当たっては、原位置と推測される箇所に戻し翻刻した。また本記のうち第三八丁は八月三日条までを記し、第三九丁は八月二八日条からとなっている。やや日付が離れており、あるいはこの間に落丁がある可能性もある。続く第四〇丁には余白に「候

はぬ」「候はれ」「やらん」などの習書五か所が見られる。このほか挿入や抹消も多く存在し、宣教の執筆意識を窺うことができる。表紙・裏表紙には宿紙が用いられている。裏表紙見返には、中御門家領の覚えであろうか、いくつかの地名と広さが記されている。

以下、主な内容を紹介する。この年宣教は数えの三三才で正五位上右中弁、藏人であった。朝儀への参仕や実務担当者として文書の作成などに携わっている。藤原氏の南曹弁（勸学院別当）も勤めており、本記でも春日祭にかかわる長者宣を発給している記事が見える（二月一日・五日条）。

公家社会の交流に関する記事も見える。宣教は撰関家二条家に仕えており、二条家関係の記述が多い。例えば、七月二三日、二条家では若政所（二条晴良室位子女王）と大政所（二条尹房室九条経子）の諍いがあり、若政所位子女王が生家の伏見宮に帰ってしまうという事件が起きている。また特に山科・四辻・甘露寺の諸家や竹内長治とは親しかったようで、これらの家や母の実家富小路家との往来も頻繁である。この年六月頃、四辻季遠は病を得た（六月五日条・一日条・二日条など）。四辻家は音曲の家であり、本年五月七日には正親町天皇に琴の灌頂を行っていた。その季遠が病に罹り、天皇からは琴の灌頂を子息公遠に伝授しておくようにとの命が下されている（六月一日条）。季遠は八月二日に薨去した。宣教の母方の祖父富小路氏直も年末より煩い（二月二日条）、翌年正月一四日に卒する。

天皇家関係では、九月二四日には若宮和仁王（のちの後陽成天皇）、一〇月八日には儲君誠仁親王の高雄御成が行われ、宣教も祇候した。宣教は誠仁親王御所の外様衆であった（一〇月一日条）。

時の権力者織田信長関係の記載も多数見える。六月二三日には、信長上洛との情報を得て公家たちは迎えに出た。ただしこの日は延期され、二七日に上洛する。宣教たちはその日も相国寺まで迎えに出、翌日も揃って挨拶に赴いた（六月二七日条・二八日条）。在京中七月一日・七日・一日にもうち揃っての参礼が行われている。七月三日には誠仁



『宣教卿記』天正三年六月二五日・二六日条

親王の御所に信長が赴き、対面、鞠会が催された。一〇月、越前攻めを終えた信長上洛の迎えに赴き（一〇月一二日条・一三日条）、その後も折々の参礼があった（一〇月二七日条・十一月一日条）。この年十一月四日、信長は従三位権大納言に昇り、七日には右大将に、その子信意（のちの織田信雄）は右中將に任じられた。『宣教卿記』には記されていないが、信長嫡男信忠も秋田城介とされている。そして信長からは公家諸家に「新地」を下され、朱印状が渡された（十一月五日条・八日条）。この年前半の徳政や配分米とあわせ信長による公家・門跡への経済支援政策である。鴻臚館領・右京職領の相論に関する記事も散見される（一〇月二九日条・三〇日条・十一月二日条）。これらは紙背にも関連する文書が見られるが、中御門家領の徳政に関わるものと推測される。このほか信長の居所のためであろうか、吉田山に城が築かれるとの噂もあつたようである（六月一七日条）。

六月二五日、新大典侍万里小路房子よりの使者として上乘院道順（房子兄弟）が来訪し、天台宗・真言宗の相論に関して論旨を書きよう求めてきた。論旨の案文も添えられていた（図版参照）。宣教は信長の京都所司代村井貞勝に相談する旨を応えている。絹

衣相論として研究史上も著名な事件である。⁽³⁾なお本記には、宣教が僧や町人から求められて任官の口宣案を調べている例がしばしば見える（六月二九日条・七月二一日条など）。例えば、七月二一日には雑任の口宣案七通で悪銭一貫六百文の謝礼を得ている（七月二一日条）。

注

- (1) 『宣教卿記』天正三年正月～五月記（『早稲田大学図書館紀要』六六号、二〇一九年）
- (2) 金子拓『織田信長〈天下人〉の実像』講談社現代新書、二〇一四年。
- (3) 堀新『織豊期王権論』校倉書房、二〇一一年。神田裕理『戦国・織豊期の朝廷と公家社会』校倉書房、二〇一一年。金子拓『織田信長〈天下人〉の実像』前掲。同『織田信長権力論』吉川弘文館、二〇一五年。

【凡例】

- ・文字はおおむね現時通用の字体に改め、改行は原則として追い込みとした。本文には読点および並列点を適宜加えた。
- ・欠損の箇所はおよその字数を計って□または□で示した。残画によって文字が推定できる場合は、その文字を□の中に記入した。判読不能の文字は×とした。
- ・抹消された文字は左傍に抹消符を付し、判読不能の塗抹文字は、およその字数を計って■または■とした。文字の上に更に文字を重ね書きした箇所は、上に書かれた文字を本文とし、その左傍に、下の字に相当する数の・を付した。下の字が判読できた場合は、×を冠してその文字を傍注した。

・本文中で校訂により改められるべき文字や加えられるべき文字は（ ）、人名注など参考のためのものは（ ）に入れ傍に記した。なお人名注は現在通用する家名および名を用い、適宜に示した。
・改丁は」で示し、丁数を（ ）に入れて下に付した。

【翻刻】

六月小

一日、戌〔辰〕天晴、一、二条殿へ御礼ニ参、御盃被下也、三ツ、次御〔一〕さ〔二〕この方へ御礼ニ参、御酒在之、七ツ、次富へ行、一

盞在之、夕方食御相半也、御鞠在之、六条ノ上人被参也、甘〔甘露寺軽也〕へ礼行也、

一、四大〔四上孝也〕・同四中〔四上公也〕・同東向・予・兩人姫等ニ汁振舞也、クシラ也、予錫方々持行也、

二日、巳、天晴、一、曲泉ニトキ振舞也、乘察〔中御門宣忠、宣教父〕忌日之間如此也、

一、従近江四大ムスメ千ミヤ上洛也、マキ振舞也、

一、富へトウクリ・マキソワケスル也、」(26ウ)

三日、午、天晴、一、西嶋・同女来、酒在之、沈酔也、

一、孫四郎来、酒在之、次従下京酒貳百・ミソ五十ノ分取来也、

四日、未、天晴、一、富へ行、三吉郎一盞、予ニ振舞也、

一、夕方、索麵・錫方々、富へ遣、各ニ予振舞也、

一、孫四郎早々ニ来、食酒在之、

一、四大へ行、朝酒在之、天目、一ツ、

五日□天□□用二入也、(朝) (上) 少兩降一、宗鑑、四大脈取之、予宗鑑ニ朝酒□□来、雜談在之、次ニ富へ宣蓮散ノ小藥

□□次あ五々来、酒振舞也、(六日)「(27オ)」

晴□□(竹内長也)ニテ酒在之、竹兵同前也、脈取□□也、一盞在之、次行蔵来、明日必来之由申、

相心得之由申也、伊賀之国ヨリ昨夕上度之由在之、(又全) (カレ)

七日、(夜)天晴、一、祇園祭祀也、先行蔵所へ行、索麵ニテ酒在之、(又御酒也)大酒也、(又)帰二二条殿へ参、食酒敷返在之、御女

房衆祭祀御見物也、御供ニ参也、宿也、勝負ノ双六在之、百一敷也、(又)大御酒也、御諷在之、夜半時分迄也、御人数如

此、十六人立別也、(二) 条晴良殿下様・同大政所・若政所・(九) 条輝子善智院殿・(位子女王)上臈・(兼) 善智院流御玉さ(ノ御乳人・平野、是黒方也、又白ノ衆ハ

子・(兼) 善智四条・(又) 大宮内大輔・(壬午朝考)官務・石見、

圓御所様。子・(兼) 善智四条・(又) 大宮内大輔・(壬午朝考)官務・石見、

八日、(夜)天晴、御相伴也、夕食過帰り也、岡殿・高嶋善智院殿同御帰也、御供シテ帰也、昼時分於御池御酒在之、

九日、(夜)天晴、夜醉散々式也、宗鑑「(27ウ)」

十日、(五)天晴、一、宗鑑、四大脈取之、予宗鑑ニ朝食振舞也、

一、孫四郎来、堺ヨリ母者方ヨリノ文也、一盞振舞也、

一、行蔵坊来、口宣之書物之礼持来、布二段・沈香二両・茶一斤持来也、一盞在之、

一、錫コシラへ西嶋所迄遣、彼巡之分也、

一、大典殿ヨリ参之由在之、四大へ御使也、灌頂之相残分四中ニ不残相伝候ハ、可為御祝着之由之仰也、四大返事、

近比忝之由也、乍去一度ニ左様ニ灌頂ユルシ申事、且者家ノ冥加ニテ御座候間、何も中納言(四辻公遠)ニ可申渡之由也、

一、上臈ノ局從御里御帰也、次弥介從所サ、キ送也、

□□□□^(十一日)天晴、一、四大へ□鑑藥二包進上スル也、四大へ見舞ニ行也 □□遺、錫、アユヲソへ持来、一盞在

之、」(28オ)

□□泉 □□同比丘尼一盞在之、

十二日、寅(卯)天晴、一、孫四郎来、則返、次中院へナスヒ汁・中酒振舞也、

一、中院同道シテ内裏込ス、ム、内侍所へ行、即酒在之、

十三日、卯(辰)天晴、一、富へ行、一盞在之、次石泉院同道、岡殿參、御留主云々、清玉局ニテ一盞在之、

一、宗鑑、四大え夕食在之、予汁・中酒計相伴也、

一、弥介来、酒ノム也、

十四日、戌(巳)天晴、一、祇園祭礼也、物忌書各遣、次朝食過、二条殿へ參、御酒被下也、北野青松院參、食酒在之、」(28ウ)

ウ)

一、三大被參、食酒在之、同夕食迄在之、

一、本明之御見石見所へニテ御見物、御供ニ參也、予・四条・千夜叉等也、マキニテ御酒在之、夕食過帰也、帰ニ越

中同道シテ行藏所へ行、索麵ニテ酒在之、音曲有、予・女共迄行藏所へ行、祭礼見物也、

十五日、巳(午)天晴、一、曲泉・石泉院・予、阿弥陀(講)光在之、

一、烏帽子や女来、索麵之事申来也、

一、番屋ノ弥介来、権大僧都申、布一段持来也、

十六日、午(本) 因晴、一(宗) 鑑来、四大脈取之也、」(29才)

十七日、(日) 天晴、一、早々伯(兼朝王)(経頼)・大炊御門同道シテ清水寺へ参詣也、

一、西嶋所へ行、一盞在之、次孫四郎所へ行、一盞在之、

一、宗鑑所へ行、四大薬之事申、則同道シテ来、脈取之也、一盞在之、

一、富入道シテ柳原へ。訪二行也、申置帰也、

一、吉田へ行、雑談在之、城二成之由風聞之間、無心元ま、行、勸ヨリモ将監、山ヨリも亀千代行也、

十八日、(甲) 天晴、一、山へ行、双六打也、行蔵坊来、一盞在之、番屋ノ弥酒ノマスル也、次(彌下向) 炬庵、四大脈取之、勸

大同道也、

十九日、(丙) 天晴、從昼時分夕立、一、西嶋所へ来之由在之、則女房衆迄行也、索麵ニテ酒在之、数返也、同夕方白粥振舞

也、帰二又一盞在之、孫四郎所へ立寄也、」(29才)

一、從吉田以修理サ、キ一箱送也、酒振舞也、

廿日、(亥) 天晴、一、二条殿へ御方御所様ノヲコリ見舞ニ参也、御酒被下也、瓜已下在之、昼時分麦飯在之、一盞在之、

四大女中・同比丘尼酒振舞也、曲泉同前也、

廿一日、(亥) 天晴、從七時分夕立、一、助左衛門川へ行也、夕方土長汁在之、四大女中・同四中汁(酒)計振舞也、弥介東寺へ遣

也、食酒クウ也、

廿二日、(子) 天晴、一信長上洛風聞在之間山父子廿中院薄勸道迄行也今日者延引云々廿五日之由又風聞也次勸へ行(庵) 庵典(庵) 將基在之瓜振舞也中院へ(兩度) 行雑談在之也」(30才)

一、山科所へ行、双六打也、次有脩所へ行、一盞在之、

一、万里(万里小路充房)へ四中・伯行、瓜在之、

廿三日、(寅)天晴、從七時分夕立、

一、早々(織田)信長上洛風聞在之、山父子・甘・中院(以兼)・薄同道シテ北ノ御門迄行也、延引云々、又廿五日之由在之、次勸へ

行、典斎・炉庵亭主(朝山日庵)・勸弁(勸修寺明惠)、各将碁在之也、

一、イナカ来、食酒在之、

廿四日、(卯)天晴、一、宮内大輔来、一盞振舞也、次宮内同道シテ四条所へ行、一盞在之、次宮内・山・炉同道シテ

二条殿へ御見舞ニ參、瓜・御酒被下也、宗伝・宮内各碁・双六打也、(30ウ)

廿五日、(辰)天晴、一、昼時分横山吉内来、素麵ニテ酒振舞也、次堀来、同前也、次上乘院(道順)・積泉院来、素麵・酒振

舞也、

一、新大典殿(万里小路賢房)從御局、天台・真言ノ申分在之、乍去真言衆非分之由在之、天台え綸旨調可遣之由、上乘院来申、乍去

村井ニ耳打可相調之由返事申入也、文言如此、同新大典殿御文如此、

常州真言衆絹衣着用之事、忝申掠、綸旨、刺執奏不相届之段、為歷然之上者、悉以被棄破訖、早任天正廿四年(文)叡

言之旨、可令存知、其法度趣、遍相触天台門徒、弥可祈天下之安寧之由

天氣一一一

一一一一一

一一一一一

仰(天正三)六廿五(中御門宣教) 右中弁とのへ

くわんとうへのりんしあんをまいらせ候ま、(31オ)御と、のへ候てまいらせられ候へく候、むら井申しさ

い候よし申され候ま、(尊朝法親王)しやうれんみん殿よりと、けられ候へハ、へちきなきよし申され候ほとに、御と、の

へ候てまいらせられ候へく候よし申とて候、

一、吉田所へ暮々二行、留主方々相尋也、不逢也、

一、介左衛門土長汁振舞也、四中・同四大女中・あこ、源兵衛・彦次郎等也、中酒二返在之、

廿六(貞成) 戌

丁 (31ウ)

廿七日、(守)天晴、一、信長上洛也、相国寺迄罷向也、人数前辺之分也、

一、勸へ、甘・坊・予・有脩等也、有脩一盞各二振舞也、雲松軒等也、後源大納言被来也、(庭田重保)

廿八日、(末)天晴天晴、一、朝食過信長へ各行也、人数之次第、凡此分歟、次第不同、

一、二条殿・一条殿・聖権院殿・徳大寺・久我・三条大納言・烏丸大・中山大・飛大・山大・源大・勸大・持明院・

四中・甘露寺・勸弁・烏弁・中山中將・左衛門督廿、五辻・藤宰相・竹兵・坊城・五条・河緒・日野・広橋・予・四

条州・三侍従・中院・伯・高倉・万里弁・源宰相・右衛門佐・冷・三条宰相、

■ ■ ■
(三条西公直) (水相) (万里小路光忠) (庭田重通) (高倉水孝) (又介) (冷泉為清) (三条西公明)

廿九日、(申)天晴、夜從四時分夕立、一、孫四郎所へ夕食二行也、女房衆・龜・下女迄也、(夜)夜時分帰也、次西嶋女来、一

盞在之、口宣一通調遣也、丁 (32オ)

■ ■ ■

□月大

□月大

『宣教卿記』 天正三年六月〜二月記

一日、申(酉)天晴、一、信長(織田)へ礼二行也、人数不残也、中院(通稱)・伯不参也□見参也、暫雑談在之、帰二二条殿へ参、御酒被下也、次富へ行也、

二日、酉(戌)天晴、一、乗察(聖)。忌也、時坊主石泉院・曲泉・膳勝等也、暮々二八力へ参也、孫四郎来、則同道也、

三日、戌(亥)天晴、一、信長御方御所へ参也、御鞠興行也、(藏仁親王)。信長ハ見物也、鞠衆(御方御所被遊也)「(33ウ) 田六人也、先凡此分敷、

次除不同、(飛鳥井雅教)。三条大納言・飛大納言・勸修寺大納言・甘露寺・左衛門督・源宰相・勸修寺弁・日野十・広橋・水無瀬・中山(兼勝)

中将・(三條西公明)。竹内兵衛督・右衛門佐・万里・薄(三條西公宣)・新藏人廿・烏丸弁、

一、二条殿御見物也、(御方御所)。於黒戸信長二御対面也、御酒被下也、一献也、(長)。橋ノ局へ参、御酒被下也、信長立退出也、

跡二各御酒在之也□上(二条坊長女、花山院家彌女)・上鶴ノ局へ参、食酒数度在之、太政所・寿副院殿御見物也□又衆見物之由中山大納言・鳥

丸大納言・中山予・西洞院・冷泉・葉室等也、内々衆ハ持明院・伯・高倉、

四日、(東坊城盛長)。園(時通モト河縣公處)晴、一、弥介索麵公事取遣、二貫文、同米壹斗五升(又伯基老)菜、下京之分也、請取共遣也、

五日、(子)晴、一、弥介上京之索麵公事取遣、懸錢立錢也、「(33才) □貫五百、同米壹斗五升取二来也、

六日、(天)天晴、

〔七日〕
□□□□一、藪殿へ相国寺之西堂目出度事有、食酒在之、

一、二条殿へ御礼参、御酒在之、次二富へ行、素麵・酒在之、権介等也、次二甘へ行、葉室父子、素麵在之也、

一、上臈局・同大典殿・長橋・伊与殿へ礼二行也、

一、藪殿へ目出度事スル也、素麵ニテ内々衆迄在之也、

一、信長へ礼二行也、三条大納言・中山大・烏大・勸大・山大・四中・甘中・葉室・藤宰相・源宰相・勸弁・烏弁・

中院・五辻・竹兵・左衛門督・日野廿・広橋・伯・」(33ウ)坊城・中山中将・三条宰相・同侍従・河鱈西洞院・万里・

持明・右衛門佐卅・高倉・葉室弁・飛中将・四侍従・三孫西室跡目、

八日、天晴、一、弥介丹波屋所へ遣、同吉内行云々、次孫四郎来、権大僧都二通所望、調遣、トシクリ・八木肴二

五升持来也□各振舞也、次西嶋所へ龜遣、来之由申、則来、一盞在之也、

□□□天晴、

□□□天晴、

丁 (34キ)

□日、天晴、一、富へ目出事スル也、赤食・錫一对、方々持行也、^〇醉也、次四大ムスメ目出事有、朝食也、人数、

四大父子□院・予・曲泉・四中女中・子女・侍従兄弟三人、あ五々□也、次暮々西嶋所へ行、一盞在之、

同孫四郎所へ行也、

十一日、天晴、一、信長へ行也、^〇山庄書物調持行、典濟二渡也、二条殿・九条殿・大乘院殿・三宝院殿・毘

沙門堂、後二三天・中山大・山大・勸大・甘中・藤宰相・五辻・飛中将・中院・松木・竹兵・冷泉・四条薄・西洞

院・薄・水無瀬、予等也虫氣之由帰也、

十二日、未^申 天晴、一、山科所へ行、双六打也、丁(34ウ)

(三行空白)

十三日、申^酉 天晴、

(二行空白)

十四日、酉^戌 天晴、一、弥介地子錢五斗ノ分、且々取来也、

一、富所へ行也、信長早々ニ諸公家衆ニ地ヲウチ可渡之由在之、信長見物也、各早々ニ罷向也、食過信長へ各罷出也、

一条殿・久我・三大・中山大^{飛大}。山大・勸大・持明・甘・予・源宰相・藤宰相・勸弁・五辻・飛中将・日野・広橋・

三侍従・右衛門佐・西洞院^廿・冷泉・竹兵・左衛門督・烏弁・中院・坊城・中山中将・薄、丁(35才)

困子^子・満中・桃・クハクコ、二両酒在之、明日下向云々、

一、困^困酒振舞也、勸所ニテ也、勸大^廿。同弁・中山中将・五辻・予・按察・雲松等也、

十五日、戌^亥 天晴、一、二条殿へ御礼ニ参也、次家中祝如常也、

十六日、亥^子 天晴、一、吉山入道海松送也、一段祝着之由申、書状遣也、吉山女来、食在之、次村井所^{眞勝}へ海松遣也、祝着之由在之、

一、富所甘海松遣也、公家衆ノヲトリ在之云々、予不知也、三大・烏大・勸大、老足衆也、其外ハ各云々、

一、村井衆ヲトリ在之、見物スル也、両三度以上在之、

一、勸弁・中山中将、予ニ一盞振舞也、

十七日、子^(五)天晴、一、從甘有書狀、来之由在之間、則罷向、松木錫持来也、予一盞在之、次富入道^(示統、富小路氏直)・冷泉^(五通)・中院^(通勝)・左衛門督来、草子^(文徒)「(35ウ) 被見也、予ハ夕方迄雜談スル也、富人・予・因幡夕食振舞也、錫方々、因幡中酒二振舞也、一、立待也、甘・予御馬場へ立出也、次藤宰相甘^(所へ行)・予同道也、一盞在之也、竹兵各音曲御馬場ニテ各音曲在之、十八日、丑^(寅)天晴、一、甘・勸弁^(宋彦)・竹兵同道シテ二条殿へ参、御対面、御酒在之、帰二官務所^(壬午朝彦)へ行、一盞在之、音曲等在之、十九日、寅^(卯)天晴、「(36オ)

廿日、卯^(辰)天晴、一、日乘三位^(朝山)、勸へ来之由在之、則罷向、地子之事共申也、無別義之間、可心安之由申也、

一、竹兵所へ行、夕食在之、将碁在之、人数、鳥大・中山大・勸大・勸弁・正親町・竹兵・予・日乘^(平井)・驢庵等也、音曲在之、次中山中将所へ行、巡之酒在之、勸弁・五辻^(中山親綱)・亭主^(中山親綱)・予等也、天目甘ツ、在之、

廿一日、戌^(巳)天晴、一、勸弁・中山中将・五辻、彼巡之酒、予スル也、沈醉也、後二甘被来之由人遣、則来、一盞在之、一、富へ行、一盞在之、予又アイ肴ニシテ、錫方々振舞也、次西嶋女来、口 宣申、雜任七通二、悪銭壹貫六百持来也、西嶋来之由使やり、則来、一盞在之、各沈醉也、弥介地子銭ノ料足二斗ノ分取来也、「(36ウ)

一、番屋ノ弥来、口 宣申、ツムキノ小袖ノ面古キ也、金子三朱ホト致也、

廿二日、巳^(午)天晴、一、西嶋田中ツレテ来、三丁持来也、酒在之、次西嶋巡之振舞在之、夕食也、小夜時分帰也、女房衆迄也、

廿三日、午^(未)天晴、一、二条殿若政所伏見殿ニ有御座也、大政所卜御イサカイ也、予錫^(文彦)・餅持^(卷)参スル也、梶井殿^(入道、信實)・妙法院殿^(通法親王)・源宰相・同侍者等也、次勸へ行、各将碁在之、

一、勸弁同道シテ御誕生珍重ニ參也、御酒被下也、

一、四大酒振舞也、〔374〕

廿四日、庚申、天晴、園七園分園立、一、西嶋・同女巡之スル也、夕食在之、

廿五日、庚申、天晴、

廿七日、戊戌、天晴、一、二条殿若政所下へ御サカリ也、予跡ヨリ參也、御酒在之、帰ニ西嶋所へ行、一盞在之、小夜時分歸り也、

一、宮木所へ、〔賢祐〕原田女尻切之事申ニ行也、樽代三十疋、使ニ一丁、同青山二三丁、使ニ一丁遣也、万兩人ニ申渡也、四中同道也、

一、田中子小錫持来也、一盞在之、〔375〕

廿一日、亥子、天晴、一、四大え来之由在之、一盞振舞也、次岡本二郎来、一盞在之、次吉内来、中井与次所ノ借状之義申渡也、一段祝着之由申也、次万里、〔善〕積泉院取次、三井寺・借大僧正申、予樽送也、

廿九日、子丑、天晴、一、弥介東寺へ遣、〔善〕五升、〔善〕新左衛門、二升五合、せんしゆ、同田中ノ者也、〔38才〕

□月小

一日、卯、天晴、一、二条殿へ參、御酒在之、

二日、辰巳、天晴、一、〔四十五才〕四大小夜時分死去也、限沙汰也、予、〔通也〕中院所ニ宿也、齋之間宿借也、方々食共振舞也、

三日、巳、天晴、一、甘〔甘露寺経元〕へ早々二行、朝食振舞也、是濟相半也、〔伴〕「(38ㄥ)

※コノ間脱アルカ、

廿八日、午、天晴、一、二条殿大御所廿五年也、〔伊房天文〇八年八月二十九日改〕御樽二荷進上スル也、宿也、二尊院衆也、其外ロサン寺ノ衆也、懺

法在之、〔又也〕「(39ㄦ)

(半丁空白)「(39ㄥ)

九月大

一日、酉〔申〕、天晴、二条殿へ御礼ニ参也、御酒在之、

十一日、未〔至〕、天晴、一、曲泉死去也、次御母御局御ケカレ也、〔万里小路養房女房上〕大典殿三日之御ハ、かり也、

十三日、酉〔申〕、天晴、一、御母御局へ錫持参スル也、

廿九日「(40ㄦ)

廿四日、□□晴、一、若宮御方、〔和七上〕同大祥寺殿〔天徳寺大徳之〕覺寺へ御□□也〔有之御忍也〕、御供衆□□中□□竹兵□□〔竹内長也〕

□□在之、其外御女中衆、大典殿・御母御局・伊与殿、其外□□房衆廿七八人也、以上惣間六七十人

□□在之、

一、於金覺寺食在之、其外御酒タイノ物ニテ大御酒、音曲在之、各沈酔也、暮々ニ御クワンキヨ也、又於北野御酒在之、

廿九日、子、天晴、一、御母御局へ夕方汁申也、中酒数返在之、音曲在之、

卅日、(又未)天晴、一、弥介早々二西京へ遣也、次南禅寺・西七条寺へ催促遣也、

一、万里小路モウ西堂首ク、ラル者也(也)限沙汰之次第也、

一、(曼殊院)竹内殿へ参、宫内卿暫雜談在之、

廿五日、申、天晴、一、竹兵御母御局へ参、予・(四共奉送)四大一盞被下也、(四ウ)

十月大

一日、寅、天晴、一、(晴長)二条殿御礼参、御酒被下也、次二本国寺之寺僧共来、種々存分共在之、次源宰相被参、御酒在之、

次正親町参、御酒在之、

一、富へ礼二行、留主也、次因幡所へ行、富人甘酒在之、(京統、宿小路兵衛)

一、甘へ礼行、留主也、次岡殿へ参、源宰相同道也、(直義、経元)

一、勸へ礼行、一盞在之、孫四郎等也、(勸修寺晴右)左大ニ逢由也、(勸修寺晴忠)

一、御母御局へ参、御酒被下也、(万里小路秀房女房子)

一、孫四郎所へ行、一盞在之、帰二西嶋所へ行、一盞在之、小夜時分二帰也、沈酔也、

二日、卯、天晴、一、従三吉有書状、来之由在之間、則罷向、雜談在之、是洛留主也、次。乗察二壬生之左卿卜云小

新ホチトキニヨフ也、(先意)一(七才)

三日、戌、雨下、(辰)從昼時分晴、一、(言繼)山科所へ行、双六打也、葉室□□

四日、巳、天晴、一、(又卷)従二条殿藤ミノ御返し在之、二郎左衛門参之由御使也、則朝食過参也、岡御所御輿、同上(二)藤御局

院室種差也

御輿也、食在之、數返、無正躰事也、音曲其外ヲトリナト在之、沈醉之間、宿也、

五日、午、天晴、一、村井長門守夕食ニ召也、御相伴也、予夕食過罷歸リ也、次祭主所へ叙爵共六通調遣也、

一、弥介東寺へ遣也、(ハウ)

六日、未、天晴、一、從御母御局之御使ニ吉田へ罷向、人夫、明後日早天ニ高尾へ親王御方御成也、予御供ニ祇候之

由被仰下也、吉田。夕食在之、次聖護院殿へ吉田御樽進上スル也、御酒在之、暮々ニ帰也、御母御局へ召、御酒被下

也、

七日、申、天晴、一、吉田へ給之事申遣、次馬之事申処、俄ニ相煩之間、如在無之由申返事也、給計借也、

一、尊首座来、一盞在之、次沼田所へ馬之事申遣、則借也、口次一人、尊青侍一人借、次富人道侍弥介・与次、予弥

介・千千世等也、明日早天也、

一、中院同道シテ祭主所へ行、門口ニテ逢也、帰ニ竹兵所へ行、一盞在之、(ハク)

八日、酉、天晴、一、早天ニ御成也、騎馬之衆、勸大・山大・持明院・甘露寺・藤宰相・源宰相・勸弁・烏弁・

伯・日野・予・広橋・藤右衛門佐・万里小路、馬に不乗衆、四中・五辻・中山中將・新藏人等也、次御女房衆、御母

御局・大乳人・四大女房衆、

一、八幡ニテ御酒。參也、各粟子餅ニテ一盞在之、次高尾ノ紅葉驚目事也、御盞參也、御帰ニ龍安寺にて夕食在之、

音曲共也、召出在之、次第二參也、六七獻參也、小夜過ニ御帰也、惣之供衆四五百人ホト在之云々、

九日、戌、天晴、一、早々大乳人え昨日ハ一段御供ニ參、忝之由申入也、御酒被下也、九ツ、次葉室来、餅ニテ朝酒在之、

次竹兵来、一盞振舞也、次源宰相来、一盞振舞也、

一、竹兵同道シテ村井所へ。達行也、雜談在之、次二条殿之(たウ)參、御見參、御酒被下也、竹兵所へ行、暫雜談在之、

十日、亥、天晴、從七時分雨下、。一、御方御所へ御樽進上スル也、外様衆トシテノ分也、葉室・藤宰相・鳥弁・日野・子等也、此衆トシテ御樽共進上也、内々衆、勸大・山大・持明院・四中・甘・源宰相。兼宰相勸弁・五辻・鳥弁中院・伯・広橋・新藏人等也、七獻參也、通玄寺殿(宗承堂)・岡御所、其外大典殿・上藹・御阿茶々等也、御天酌各被下也、※二日条二挿入サル、

。十一日、子、天晴、夜醉散々事也、

十二日、丑、天晴、一、信長向ニ妙覺寺迄各同道シテ行也、先二条殿へ參、御酒(たウ)被下也、次官務所へ、甘・勸弁(一)在之、次二条殿、此両□御礼申、御酒被下也、勸弁与石ハキスル也、予負也、錫進上スル也、音曲在之、

信長明日迄逗留云々、帰二平野所へ此三人行、ウスツミニテ一盞在之、音曲在之、

十三日、寅、天晴、一、信長上洛也、於妙覺寺各見參也、二条殿(兼老)・九条殿(二条殿)・御方御所(三條)・大乘院殿(兼遠)・三宝院殿(兼遠)・近衛殿(御見御所)・御見御所(御見御所)・家公家衆不殘也、

一、於二条殿、予汁・御酒被下也、

一、御母御局大原御見物云々、(43ウ)

十四日、卯 天晴、一、上乘院朝食振舞也、同長橋・阿茶々朝食振舞也、同阿茶々男来、一盞振舞也、

一、御母御局同いけ各大原之講談有之云々御參

(万里小路充房)

一、御母御局御向ニ參也、四中・中院・予・権弁等也、未遅々之間先帰也、余遅間、上乘院同道シテ道迄行也、御帰

也、

十五日、戌 天晴、一、信長へ各行也、次第不同、二条殿・九条殿・一条殿・妙法院殿・二条殿御方御所・大覚寺殿・

三寺院殿・徳大寺・西園・大炊御門・久我・円満院殿、

公家衆、三条大納言・勸大・。山大・。甘・。藤宰相・源宰相・勸弁・日野・烏弁・広橋・冷泉・中山中将・五辻・

高倉・坊城・五条・中院・伯・水無瀬・四侍従・四条・薄・新藏人・予等也、暫雜談在之、」(本才)

□二条殿御月待□□錫進上スル□道ニテ□打ヲトス□□錫□へ持參申也、白粥・テンカク、御酒数度在之、音曲・

誹諧在之□被下也、

十六日、巳 天晴、一、餅ニテ朝酒五返在之、各沈酔也、夕食過罷帰也、

十七日、午 天晴、一、葉室・甘、勸弁ニテンカクニテ一盞振舞也、各沈酔也、

一、因幡所へ行、一盞在之、

十八日、未 天晴、一、西嶋所へ行、一盞在之、

「(44ウ)」

十九日、申 天晴、一、壬生之宗見孫来、サシ樽持来也、西嶋馳走也、沈酔也、

一、因幡所へ来云々、則罷向、宮木所へノ状共書遣、一盞在之、

一、葉室来、一盞振舞也、上乘院同前也、夕方白粥振舞也、

一、御母御局へ参云々、葉室・四中・上乘院・予等也、テンカクニテ一盞被下也、音曲有之、源兵衛来也、

廿日、酉 天晴、一、御母御局内裏へ御参也、珍重之由申入也、亥子御酒

一、壬生之年貢且々壺石五斗相渡也、請取十一枚遣也、

一、富へ錫・亥子ニツ、夜持行也、一盞在之、」(45オ)

廿一日、戌 天晴、一、一^因殿へ播磨^参云々、参之由在之、則参、二献、御方御所御二所御見参也、

一、従信長御倉人物間棄破被仰付云々、可 ※以下書カズ、

一、各二樽錢有之、式百疋云々、

廿二日、亥 天晴、一、正親町所へ行、養春院之分も被^脚賀也、

一、朝早々甘へ行、富入餅ニテ一盞在之、

一、二条殿御乳人ニ式百疋持被下也、餅酒振舞也、

廿三日、子 天晴、一、葉室月待也、トキニ行也、テンカクニテ一盞在之、後ニ赤粥在之、

一、西嶋所へ行、予一盞振舞也、西嶋同道シテトキヤへ行、亭主留主云々、

廿四日、丑 天晴、一、早々上臈御局へ参、御酒被下也、」(45ウ)

一あ五々所カリ宮木ニ逢沼田来朱雀之知行分事談合也餅酒振舞也

一、壬生之年貢納也、西嶋所ニテ也、予後二行、一盞、

廿五日、寅一、早々沼田所へ行、知行分之談合也、一盞在之、

一、宮木入道あ五々所へ沼田談合、餅酒振舞也、

一、四条夜来、明日赤松朝食御相伴之間、祇候之由仰云々、則相心得之由申入候也、

廿六日、卯一、天晴、早々二条殿へ参、昼食云々、御取乱之間、夕食成也、御相伴、二条殿・御方御所・

御さこ・赤松等也、御錫□也、御汁三ツ、三御セン也、赤松甚物進上也、後佐□□等御盃被下也、赤松青侍共十

□人計食□□相挫三膳也、村井せつく、知行□□書立仕之由□□正□□両人度々御使也、」(46才)

一、従信長サケノ魚拝領也、鮭又かやうにも書候て□□

廿七日、戌(辰)天晴、正親所へ行、村井各知行分書立也、

一、信長へ各見舞ニ参、人数之輩、次第不同、茶子ニ返在之、中山大・烏大・山大・源大(源大判官)・持明・甘・勤弁・中山中将・

五辻・飛大(飛舟井藤次)後刻ニ御前ニ也、藤宰相・日野・烏弁・広橋・藤侍従・冷泉・西洞院(山科持隆)・左衛門督・万里・竹兵・坊城・飛中将・

予等也、

一、清花衆、近衛殿御見御所、一条殿・勤門跡、(聖旨)清花衆、徳大寺・久我、

廿八日、巳、天晴、一、二条殿へ参、鴻臚館之義、庭田企押妨非分申之□(聖旨)談合申入也、山崎・田中兩人、休斎(英林)・落合(觀應)

所へ被遣也、落合□(留力)主云々、一盞被下也、次御さこの御乳頼入、村井所へ新さいしやう」(46ウ)遣也、上次第申由

申之、

一、陣座立始也、大工百三十人云々、

『宣教卿記』天正三年六月〜二月記

廿九日、午、天晴、一、勸へ行、彼一義申渡、一盞在之、人数甘^(兼平)。勸弁^(為純)・下冷泉・万弁、各一盞在之、

一、甘へ行、一盞在之、因幡等也、

一、因幡土長汁振舞也、各食持寄也、予食不遣、汁計吸^(也)。勸弁^(甘)。富人道・宮内卿・安察^(按)・相模等也、スミ酒在之、

一、一門衆長橋ノ局参、鴻臚館之義申分也、右等聊計申分也、鴻臚館義者不申入也、有様にとの申分也、予各来、談合、甘・勸弁・万弁、サケノ魚ニテ一盞振舞也、

一、沼田所へ行、有様ノ従上ノ返事通申聞也、

一、勸弁元応寺ノ侍柱職礼銀十文め持来也、^(住持)「(了才)

卅日、未、^(雨下)天晴壬生之宗見土長持来、一盞在之、

一、田中母来、一盞在之、

一、因幡・宮内卿土長汁振舞也、

一、沼田所へ行、彼一義談合申也、

一、勸へ行、信長昇進之事談合也、中山大・甘・勸弁・中山中将・外記等也、

十一月小

一日、申、天晴、一、信長^(織田)へ各礼ニ参、人数不同、青蓮院殿^(性胤法親王)・妙法院殿^(前久)・近衛殿^(公雅)・徳大寺^(李通)・久我、

三天^(三条実枝)・中山大^(孝親)・勸大^(勸修寺時右)・山大^(山科経徳)・烏大^(烏丸光康)・源大^(庭田重保)・四中^(四辻公徳)・甘中^(甘藤寺経元)・藤宰相^(高倉水樹)・源宰相^(庭田重通)・勸弁^(勸修寺時豊)・中山中将^(親興)・烏弁^(烏丸光直)・日野^(兼勝)・広橋^(為清)・冷泉^(為清)・

四条^(藤氏)・万里^(万里小路光房)・西洞院^(為世)・五辻^(山科言経)・左衛門督甘^(通徳)・中院^(雅朝王)・伯^(三条貞公直)・予^(三条貞公直)・三条宰相^(三条貞公直)・三侍従^(高倉水樹)・藤侍従^(兼勝)・西室^(三条南十世保元)」(了才)

二日、酉、天晴、一、早天(丹羽長秀)二惟住五郎左衛門所へ行、彼右京職之義申渡、礼五十疋、使二二丁遣、沼田勘(解脫之)由左衛門同道也、

三日、戌、天晴、一、二条殿へ参、(晴長)九条入道殿御上洛也、御酒参也、二献也、(二条晴長)御方御所へ刀懸御目也、夕食過帰也、

四日、亥、天晴、一、陣座見舞二参也、孫四郎所へ行、中院同道也、錫一对、宮宗振舞也、

五日、子、天晴、一、勸へ行、信長知行クハリ在之云々、祝着之由申也、

一、(之)圖取在之□□場ニテ也、藤宰相・勸弁□□頼(48才)□也、藤宰相振舞也、テンカクニテ一盞在之、小夜

時分□□

一、富へ行、錫方々振舞也、丹羽五郎左衛門・勸へ行、神光院事申也、四人衆、勸大・中山大・源大・甘中披露也、

其外□□山大・藤宰相・予・新藏人等也、(五五元也)入麵素ニテ一盞在之、

六日、丑、天晴、一、甘へ来云々、則罷向、ひた、れ之義大弼所ノ頼入之由申との□□明日信長陣義被行云々、

伯同道シテ祭主所へ行、一盞在之、判官来、祭主同道、三井寺へ行云々、

七日、寅、天晴、一、陣義在之、右近衛大将平信長、(兼)次伊勢国司權中将源信意、此分先被行云々、次二条殿(文御)小御所

へ御成也、勅筆被染也、則閑白被写、奉行へ被下也、奉行中山頭中将也、(親辨)入麵素ニテ御酒参也、(48ウ)

小折紙如此被遊云々、

右近衛大将平信長、(兼)

權中将源信意、

『宣教卿記』天正三年六月〜二月記

— 105 —

(三行空白)

八日、卯、天晴、一、從信長諸公家・清花・清花諸門跡、其外地下人、其外寺々迄新地被下也、各朱印^{〔到〕}当来也、忝之由申也、

一、從正親町使也、明日^{〔早〕}天天ニ昨日之朱印之礼ニ參云々、心得之由申也、
九日、戌^{〔辰〕}、天晴、

┌ (49才)

十日、巳、天晴、

十一日、午、天晴、一、■ノ間行水スル也、^{シユン}

十二日、未、天晴、

十三日、申、天晴、一、権介勝龍寺へ帰云々、

一、巖二下也^{クタリ}、小夜時分也、各聞付次第罷向也、┌ (49才)

一、殿へ參也、^{〔家〕}

十四日、酉、天晴、一、富へ行、一盞在之、いと誕生日也、御靈參云々、御酒在之、次田中・弥介下三栖ヨリ帰、沼田内十介ヤトウ、朝食、中酒在之、

一、大將女房衆二酒振舞也、次大炊御門・葉室・冷泉同道シテ祭主所へ行、一盞在之、沈醉也、山同前也、

十五日、戌 天晴、一、二条殿へ参、春日社返事在之、則罷下、得御意也、如此調遣也、

当季祭礼之義付而上卿参行之事、伺申入候処、此度之儀被付社家之由、南曹弁殿御奉行所候也、恐々謹言、

十一月十五日

左近将監久家

謹上 □□正預殿」(50才)

一、御倉ウタル、也□□被下也、以外御取乱也、

一、石泉院被来、テンカクニテ一盞在之、石振舞也、

一、富へ行、従川勝寺且納スル云々、

十六日、亥、

十七日、子 天晴、一、当番参也、御酒被下也、葉室相番也、

」(50才)

廿五日、庚申、天晴、従七時分雨下、

一、唐橋九条殿へ始而御礼申也、御樽進上也、母同前ニ参也、雨降故、官務所ニ宿也、庚申御待也、御酒数返在之、

官務所ニテ一盞又在之、

一、従下三栖年貢式石五斗田中取来也、西嶋各酒在之、

『宣教卿記』天正三年六月、一二月記

廿六日、酉(朝下)天晴一、朝食、唐橋母・予大政所御相半也、中酒数返被下也、後二関白殿(二条晴基)・同若政所様御見参也、又御酒参也、

廿七日、戌天晴、一、甘(甘露寺経元)・葉室(万果小路亮房)・万里弁(善)・積泉院来、一盞在之、沈醉也、大酒在之、

一、当番参也、葉室相半也、御酒被下也、次内侍所へ行、夕(藤原)食(善)□□又一盞在之、(57オ)

廿八日、亥天晴、一、弥介東寺七条へ遣也、夕食クウ也、

一、早々富へ行、一盞在之、日光院所へ乍立寄也、

一、内侍所へ錫・フノヤキ卅持行也、一盞在之、

一、甘へ行、葉室同道也、一盞在之、帰二馬二河ノハタトラル物百姓、葉室・予(打郎)チヤウシヤクスル也、

廿九日子天晴一早々富へ行一盞在之日光院所へ乍立寄也

廿九日、子天晴、一、早々弥介沼田所ノ尻切屋へ遣也、

十二月大(57ウ)

一日、丑天晴、一、二条殿(晴臣)へ御礼ニ参、御酒被下也、同夕食被下也、四条□帰也、次富へ行、一盞在之、

二日、寅一、竹内殿第三年也、御トキニ参也、僧衆智恩寺衆也、公家衆、持明院(基孝)・予(兼勝)・広橋(高倉基孝)・藤侍(五辻元仲)・新藏人等也、

其外按察・宮内卿・越中相半也、中酒五返在之、

一、葉室同道シテ孫四郎所へ行、ワキサシアツラへ也、帰ニ予一(憲)□振舞也、

一、勸へ留主事スル也、錫・餅持行也、

三日、卯、天晴、一、月待也、レ(52オ)

四日、辰天晴、一、壬生ノ新ホツトキニ来也、(発意)

五日、巳、天晴、

六日、午、天晴、

七日、未、天晴、レ(52ウ)

八日、申、天晴、一、三吉所へ行、酒在之、同予所へも来、テンカク酒在之、

九日、酉、天晴、夜七時分雨下、一、弥介早々人夫ノ事申付ニ遣也、

一、壬生之宗見来、餅ニヌカマツル也、あ五々所ニテ也、餅・酒各ニ振舞、方食在之、御乳来也、

一、從吉田有使、(兼和)満千世叙之義談合也、(ノチノ吉田兼信)

十日、戌、天晴、一、休庵来、食可振舞之由在之、則罷向、人数、(実彦)正親町・同弟ジチャ、子、其外福伊・加賀・大藏等也、

中酒五・六返在之、

千七日、亥、天晴、レ(52オ)

十二日、子、天晴、

田三日、丑、天晴、一、竹内^(長谷)兵衛督所へ牛玉祭二行、四中^(四辻季邊)・四大女中^(四辻季邊)・侍従等也、夕食在之、沈酔也、次壬生之宗見
女来、弥介所ニテ酒ノム也、

十四日、寅、天晴、一、東寺^(京籠)妙観院へ行、樽錢三丁持行也、夕食在之、富へ立寄也、從東寺婦ニコロフ也、

丁 (53ウ)

十五日、卯、天晴、一、夜醉散々事也、權弁^(万里小路充房)・積泉院^(善)・上乘院^(道能)見舞ニ来也、

一、弥介ニ八木五斗遣也、

十六日、戌^(辰)、天晴、

十七日、戌^(辰)、天晴、一、弥介御方御所御倉ノ土ツケニ弥介進上スル也、次田中ニ壺石遣也、

田八日、午、天晴、一、横山吉内来、餅・酒振舞也、同夕方食振舞也、暫雜談在之、次石泉院^(道能)・いけへ錫・タウフ持
参也、予来之由在之、鬮向、人数、上乘院^(四中)・積泉院等也、音曲在之、

一、壬生之宗見来、田地之義申来也、丁 (54ウ)

十九日、壺^(降也)、

一、弥介南禅寺・東福寺催ニ遣、あぞふん壺斗取来也、

一、彼巡スル也、人数、上乘院・松泉院・いけ・小大夫・ちやく等也、テンカクニ酒^(一)一献遣也、次石泉院来、ト
ンクリ振舞也、

廿日、申、天晴、雪降、一、富へ行、一盞在之、入道^(示法、京小路氏意)煩云々、不知也、次明日妙観院へ人遣度之由在之間、相心得之由

申也、

廿一日、酉 天晴、雪中、一、田中早々二妙観院(通)向二遣、則来、予夕食下々物迄振舞也、次富へ行、一盞在之、次吉田来、餅・酒振舞也、

一、彼巡在之、上乘院也、音曲在之、(55ウ)

田二日、戌 天晴、雪中、一、壬生之孫来、酒在之、次弥介所へ行、悪銭十疋持行、吸物ニテ一盞在之、孫弥介所ニテ又酒在之、

一、田中沼田所へ催促二遣、次いけ所へ行、一盞在之、

一、万弁(万里小路充房)彼巡スル也、音曲在之、

廿三日、亥 天晴、一、石泉院朝食振舞也、田中南禅寺・東福寺へ遣也、中酒在之、次万弁来、将碁在之、次山科(言繼)・

(彌朝七)伯来也、次田中・弥介東寺七条へ遣也、

一、月待也、

廿四日、子 天晴、(55ウ)

廿五日、田 天晴、

廿六日、寅

廿七日、卯 天晴、一、餅次也、從休庵下三栖年貢石(到)当来也、(讀)取遣也、

「(55㌢)

廿八日、^戌從□□從弥介本役四百文少分請取也、

廿九日、^{申巳}出納大蔵山芋百本致也、

卅日、^{酉午}天晴、一、^{華政殿也}祭王歳末礼ニ来、尻切公事壹貫文持參□

「(56㌢)

(半丁白紙)「(56㌢)

(半丁白紙)「(57㌢)

(半丁白紙)「(57㌢)

ウハ^三ソノ

モリマへ 二段

朱雀壬生之^内チクチ

□段少

シンシヤクヤ 一段

米屋道ウ 一段

□ンキヨ坊 □

□へハ大也、「(裏表紙見返)

(えんどう たまき 東京大学史料編纂所 助教)

(みやざき はじめ 東京大学史料編纂所 特任研究員)

(かねこ ひらく 東京大学史料編纂所 准教授)